

広島地方最低賃金審議会
令和6年度 第1回
広島県自動車小売業
最低賃金専門部会
議事録

令和6年10月3日

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

広島地方最低賃金審議会令和6年度第1回広島県自動車小売業最低賃金専門部会
議事録

1 日 時 令和6年10月3日（木）9時54分～10時48分

2 場 所 広島合同庁舎4号館2階11号会議室

3 出席者

【公益代表者委員】

三井部会長、車元委員

【労働者代表委員】

荒城委員、内田委員、戸村委員

【使用者代表委員】

池久保委員、沖田委員、巢守委員

【事務局】

木下労働基準部長、檀上賃金室長、重弘賃金室長補佐、栗林賃金指導官
森川給付調査官、吉川労働基準監督官

4 議 事

- (1) 部会長、部会長代理の選出について
- (2) 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

重弘室長補佐

定刻より早いのですが、今日出席予定の委員の皆様そろわれましたので、ただいまから第1回広島県自動車小売業最低賃金専門部会を開催いたします。なお、これよりは当専門部会名を略して自動車小売業最低賃金専門部会とさせていただきます。

本専門部会は、本年度1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第(1)「部会長、部会長代理の選出について」まで、私、賃金室長補佐の重弘が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、計8名の委員に御出席いただいております。

開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本部会の公開につきまして、去る9月19日から25日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。

では、本日は初回ですので、議事に先立ちまして、各委員を御紹介したいと存じます。

お手元の別冊資料No.1に自動車小売業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に紹介させていただきます。

(各委員紹介)

重弘室長補佐

ありがとうございました。労働基準部長の木下より、御挨拶を申し上げます。

木下労働基準部長

令和6年度第1回自動車小売業最低賃金専門部会の開催に当たりまして、皆様に一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、業務御多忙の中また、天候も悪い中本日の専門部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から賃金行政の適正な運営に御尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、今年度の特定最低賃金ですが、労働者代表から鉄鋼業ほか7業種の改正申出が行われて、8月21日の本審におきまして、広島労働局長小沼の方が

ら、申出の８業種中、１業種を除く７業種の改正決定にかかる諮問を行わせていただきました。

委員の皆様におかれましては、これから集中的な御審議をいただくことになる訳でございますが、最低賃金の審議におきましては、何よりも労使のイニシアティブの発揮が重要でございます。なにとぞ御協力をお願いいたしますとともに、全会一致の議決に向けましても、円滑な御審議をよろしくお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

重弘室長補佐

それでは次に、事務局職員を紹介させていただきます。

（事務局職員の紹介）

重弘室長補佐

続きまして、お手元の特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料の共通資料 No.3、通し番号の３ページ、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧ください。

本専門部会は、この専門部会運営規程によって運営されることとなりますので、御承知おきください。

続きまして、議事（１）「部会長、部会長代理の選出について」へ移らせていただきます。

部会長の選出につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 2 項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされております。

公益代表委員には、あらかじめ御協議をいただいておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長から御報告申し上げます。

檀上室長

御報告申し上げます。自動車小売業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として三井委員、部会長代理候補として車元委員が推挙されております。以上でございます。

重弘室長補佐

ただいま、賃金室長から報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様に御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

重弘室長補佐

ありがとうございます。部会長に三井委員、部会長代理に車元委員を御承認いただきましたので、部会長席・部会長代理席を用意させていただきます。
しばらくお待ちください。

(「部会長」及び「部会長代理」プレート設置)

重弘室長補佐

それでは、三井部会長、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

三井部会長

はい、わかりました。ただいま、部会長に選出いただきました三井でございます。

最賃は、最近注目を浴びておりまして、いまの動向も注目を浴びております。

したがって、年内発効というタイムリミットもございますので、できる限りスムーズな審議進行を心掛けまして、公正な特定最賃の決定に努めたいと思っております。そのためには委員の皆様方の御協力が必要でございます。なにとぞ、本日及び次回以降もよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、第1回専門部会の議事(2)「広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について」に移りたいと思います。

まず、事務局から本日の資料説明をお願いいたします。

栗林指導官

はい、資料の説明をさせていただきます。

お手元にお配りした資料でございますが、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料と別冊資料に分けて構成しております。

まず、特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料につきましては、各特定(産業別)最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料として御用意いたしました。

また、別冊資料につきましては、本自動車小売業最低賃金に関わる個別資料でございます。

合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介にとどめさせて

いただきます。

なお、特定（産業別）最低賃金を総称する場合は、特定最低賃金あるいは特定最賃と略して申し上げたいと思います。

次に、審議に当たり御留意いただきたい事項について、御説明いたします。

一つ目として、共通資料No.1、通し番号の1ページ、特定（産業別）最低賃金について、を御覧ください。

既に御承知のことと思いますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。

申出のケースといたしまして、労働協約ケースと公正競争ケースの2種類がございしますが、本自動車小売業最低賃金につきましては、配付しております令和6年度特定最低賃金の改正申出状況及び令和6年度特定最低賃金設定業種における協約上最も低い賃金額のとおり、公正競争ケースにおける要件をもって、改正申出がなされております。

審議に当たりましては、この点に御留意いただければと思います。

二つ目に改正決定の手続でございしますが、本年8月21日の第556回広島地方最低賃金審議会において、改正決定の必要性ありとの答申がなされたので、共通資料No.2、通し番号の2ページのとおり、改正決定について、同日審議会に諮問し、本日より本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後三つ目に、広島地方最低賃金審議会です承されました事項について、御説明いたします。

共通資料No.4、通し番号の5ページ、令和6年度広島地方最低賃金審議会の運営について、を御覧ください。

本年度の広島地方最低賃金審議会の運営にかかる基本方針といたしまして、記の2に特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする、とされております。

また、共通資料No.5-2、通し番号の13ページ、運営小委員会座長報告、記の関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善の③金額審議における全会一致の決議に向けた努力ということで、審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう、一層努力することとされております。

昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料No.7、通し番号の26ページ、令和5年度最低賃金審議経過一覧を御覧ください。

下欄の表が、特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございまし

て、この表の右端に自動車小売業がございます。

昨年、令和5年度におきましては、計3回の専門部会を開催し、引上げ額35円、時間額993円の答申をいただいております。

私からの説明は以上でございます。

重弘室長補佐

続きまして、広島県自動車小売業最低賃金にかかる各種の調査結果、統計資料等の概要につきまして、御説明いたします。

まず、別冊資料No.2、通し番号の2ページは、現行の広島県自動車小売業最低賃金の内容でございます。特定最低賃金に該当する業種について、基本となる「日本標準産業分類表」のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するのかということを示したものを併せて添付してございます。

別冊資料No.3、通し番号の8ページは、昨年の全国の自動車小売業関係の最低賃金の一覧表でございます。

別冊資料No.4、通し番号の9ページからは、広島県内で実施した自動車小売業最低賃金に関する最低賃金実態調査概要でございます。

広島労働局で本年5月～7月にかけて、広島県内の事業所に通信調査を実施して取りまとめたものです。

この調査は、製造業、各種商品小売業、自動車小売業及び新聞業、出版業については1人～99人規模の事業場、これ以外の業種については1人～29人規模の事業場の母集団から事業場を無作為に抽出した標本調査（サンプリング調査）です。

全数調査ではなく、集計段階で母集団の数字に復元をして推計しているものとなります。

なお、調査対象としました賃金は、令和6年6月支払分の賃金です。

通し番号15ページの「分位偏差」を御覧ください。各規模別の第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数ですが、これは、時間額を低い順番から並べ、全体の20分の1、10分の1、4分の1、そして2分の1に位置する金額を示しております。各事業所規模別に記しておりますが、最上段が全体の結果です。

通し番号16ページを御覧ください。時間額と労働者累積人数のグラフです。横軸が10円刻み（1,200円以上は100円刻み）の時間額、左縦軸がその賃金帯に属する労働者数で、棒グラフで表しております。右縦軸が折れ線の労働者数の累計を示しております。

通し番号 17 ページのグラフは、縦軸に労働者の比率をとったものです。

通し番号 18 ページが自動車小売業の最低賃金額と平均賃金額の推移です。

次の 20 ページが事業所規模別の未満率です。未満率とは、「現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合」です。規模ごとに時間額 993 円を下回っている労働者の比率を示しております。

通し番号 21 ページが「最低賃金引上げ試算表」です。これは、「最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合」つまり「影響率」を 1 円単位で変化を示した表となります。例えば、現行の特定最賃 993 円を 1 円引き上げますと 7.8%に影響が出る（下回る）ことになります。

通し番号 22 ページが、平成 17 年度からの自動車小売業最低賃金の引上げ額と未満率、影響率の一覧表です。

私からの説明は以上です。

三井部会長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局から資料についての説明がありましたが、これらにつきまして、何か御質問等がございますか。

（質問なし）

三井部会長

それでは、ここで他府県の結審状況が分かれば事務局から説明をお願いします。

檀上賃金室長

現在の自動車小売業最低賃金の他府県の結審状況ですが、2 件という状況となっております。

埼玉県で現行、1,060 円から 29 円引上げて 1,089 円、福岡県が 1,028 円から 38 円引上げて 1,066 円という状況となっております。

三井部会長

はい、ありがとうございます。それでは、広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について、各側から意見表明をいただきたいと思います。

各側、意見表明の前に、別室にて個別協議をする時間が必要でしょうか、労働側いかがでしょうか。

戸村委員

お願いします。

三井部会長

どれくらい。

戸村委員

10 分くらい。

三井部会長

使側いかがでしょうか。

巢守委員

同じく、お願いします。

三井部会長

同じくらいで。

三井部会長

それでは、いま大体 15 分くらいですから 25 分を目途にお戻りいただきたい
と思います。

では、事務局御案内をお願いします。

(各側別室で個別協議)

三井部会長

それでは、両側お戻りになりましたので、意見表明をお願いしたいと思いま
す。

まず、労側からよろしくお願いします。

戸村委員

労側で今回本審委員として参加をさせていただきます戸村と申します。よろ
しくお願いいたします。

あと 2 名につきましては、昨年同様、内田、荒城両名でよろしくお願いいた
します。

最初に、先ほど言い忘れたことが一件ありまして、御教示いただけるとありがたいと思ひまして、別冊資料 22 ページの経過表のところですが、未満率というところが、6.8 までいくと翌年必ず下がっていく傾向にあると思うのですが、これは何か要因があつてのことなのかということを知りたいと思うのですが、傾向があるのであれば、次回教えてください。

三井部会長

いまお答えは難しいでしょうから、分析していただいて次回の宿題ということではよろしいでしょうか。

戸村委員

はい、結構でございます。

三井部会長

では、意見表明をお願いします。

戸村委員

はい、承知しました。

では、労側のスタンスということで述べさせていただければと思います。

今回、こちら側の都合で日程変更をお願いしましたこと、また、応じていただきましたことにつきまして、深く感謝を申し上げたいと思います。

誠にありがとうございました。

次に、金額提示についてになります。

最初に申し上げておきますと、本日金額の提示はいたしません。

理由といたしまして、せっかく、使側の皆様につきましては企業のトップそして役員の皆様、労側も広島マツダ労組、ホンダ販売労組の役員、そして、私も中小のディーラーで 23 年間新車を販売してきた山口マツダ出身の全国マツダ労連役員という皆さんが参加する貴重な場でありますので、広島県の自動車産業、特に自動車小売における現在の状況あるいは課題を、公、労、使三者でしっかりと正しく認識し、共通認識を持った上で金額審議に入っていきたいなと思っております。

後ほどその詳細につきましては、御説明させていただきたいと思います。

まず、労側の交渉スタンスでございます。従来から申し述べていますとおり、特定最低の意義といたしましては、労働協約の拡張適用の趣旨、個別企業労使で決定した労働条件、これを労働組合がない労働者にも広く波及させるということで、産業の魅力向上につなげていくという考え方にあると私どもは考

えております。

特定最低は地賃とは異なり、当該産業労使がイニシアティブを発揮し、産業に相応しい水準の設定をすることが必要と考えております。

加えて、縮まり続ける地賃との額差につきまして、今回は何とか反転をさせていきたい。そして、地賃に対する優位性を担保していくことに強くこだわっていく取組としたいと考えております。

なぜ我々がそう考えるかということでございます。広島県における自動車産業、特に、小売につきましては、今後特に注視しなくてはならない課題として、整備職を中心とした人材の確保が何よりも挙げられるのではないかと考えております。これは自動車ディーラー、そして地域の整備工場などで、毎年深刻になってきているのではないかと我々は考えております。

広島県は人口流出が3年連続ワーストを記録し、大学卒業世代、あるいはこれは確報ではないのですが、若い女性の就職に伴う流出もあると聞いております。どこに流出しているのか、おそらく福岡、大阪、東京など産業が多様な県、あるいは地理、都会への憧れ、そういったものがあるのかもしれませんが。これは広島県で構成する我々労働組合としても、今後注視をしっかりとしてみたいなと考えております。

加えて、急激に進む少子高齢化による労働人口の減少、これは今後もさらに進み、高齢者あるいは女性、そして外国人に、いかに各企業で御活躍をいただくか、魅力ある産業、企業を作ることが労使の責任の下で行われることが必要ではないかと考えております。地方における自動車小売、特に自動車整備に託される役割があると思います。交通インフラが整備されていない地域で、住民の移動手段として非常に大事な自動車を安心して御利用いただくための整備、大変重要な役割を私たちは担っていると考えております。その役割をしっかりと果たしていくためには、労働者の減少あるいは保有台数が減少する今後をどう想定し、店舗配置あるいは人員配置を効率的に行っていくのか、仮に人材が不足したとしても、ユーザーの期待に応えるために、地域の整備工場といかに連携していくのかを、長期でみていくことが必要と我々は考えております。さらに、人材不足を補うためのDX、デジタルトランスフォーメーションへの対応も必要であり、DXに対応できる人材の確保も必要となってくるのではないかと考えております。自動車販売で今後進む可能性があるIT化、あるいは労務管理などで必要となるDXへの対応は今後重要と考えております。地域別最賃に対する優位性をしっかりと確保していくことで、広島県の自動車小売の魅力向上に繋げていく、そういったことが求められていると考えております。ただし、賃金が全てとは我々申しません。先ほど申しましたとおり、産業、個別企業の魅力向上、これを労使で行っていくことが求められると思いますが、残念

ながら、新卒者が最初にみるのは賃金であり、休日であると考えております。連合が行った調査で、卒業後に就職を希望する学生が、就職活動で重視する点として、高校生、高専生では、「達成感」あるいは「充実感」を得られる。それに次いで高いのが、「賃金が高い」ということが挙げられるということでございます。また、大学生では「賃金が高い」が最も高くなっていると出ておりました。さらに、調査結果の中で、特徴的な点として、全回答者に、労働に関する言葉で聞いたことのあるものを質問したところ、「ストライキ」、「労働組合」に次いで「最低賃金」これが挙げられていると聞いております。いかに、仕事を選ぶ際に最低賃金が重視されているか、我々も真摯に受け止める必要があるのではないかと思います

冒頭申しましたとおり、まずは特定最低を地賃引上げの 50 円以上に引上げることに注力し、広島県で働く自動車小売対象の皆さんが様々な変化にも前向きにチャレンジできる気運を作っていく、風土を作っていくことが、この専門部会に求められると強く認識をしております。

物価の状況ですけど、2020 年度これを 100 としたときに、現状は 109.1、前年同月比で 3.0%の上昇となっております。政府目標は 2 %の物価上昇となっております。物価変動分を反映した実質賃金は 7 月現在で 2 か月連続プラスとなっております。今年の春闘の結果、所定内給与の引上げやボーナスを初めて支払う事業所も出てきて、実質賃金のプラスが続いているとみられます。ボーナスが 7 月末までに支払われることが多いために、実質賃金のプラスが今後も維持できるのか、我々としても注視をしまいたいと思います。

それでは、各委員から自動車小売の現状、そして、人材不足など現場の状況を申し述べていただきたいと思います。

では内田委員よりしくをお願いします。

内田委員

まず人材確保と DX について、私から述べたいと思います。

まず、広島県における自動車整備士の人材不足は、使側の皆さんも御存じかと思いますが、深刻な状況だと認識をしております。整備士は高度な専門技術を要する職種だと思います。賃金の低さや、労働環境の厳しさからも、その魅力が失われつつあるかと思っております。その結果、自動車整備業界に従事する若者が、賃金や労働条件のよい他業種へと流出している現状が見受けられます。特に、IT 関連や特殊業務といった成長産業に若い人材が移り、整備士としての人材確保はますます困難な状況となっております。このような人材の他業種への流出を防ぎ、業界に魅力を取り戻すためには、まず、最低賃金の引上げによる労働条件を改善することが必要不可欠だと考えます。

次に、DXの推進について少し触れます。自動車整備業界でもデジタル技術の導入による業務効率化が重要です。車両の自動診断システムや、ITによる業務管理の導入により、少人数で効率的に作業を行うことが可能となります。これにより、労働者一人当たりの負担は軽減し、より魅力的な職場環境を作り上げることができると思います。こうした賃金の引上げとDXの導入によって、自動車小売業が地域社会で引き続き重要な役割を果たし、若者や新たな人材にとって魅力的な選択肢となるよう、どうか御支援と御理解をお願い申し上げて、私の意見とさせていただきます。

戸村委員

はい、ありがとうございました。

荒城委員

やはり、自動車ディーラー、小売業の中で、離職が後を絶たないです。残された人員にかなり負担が増しており、一人当たりの仕事量もかなり増大していて、人材育成もなかなかままならない状態となっています。

質を上げるためには人材の確保が大前提となっており、企業の成長のためには、若手から中間層の人材を確保することが必要だと思っております。自動車小売業、特に整備士は、昔から3Kと言われるイメージがあって、年々、整備学校への入学者も減少しており、小売業に対するイメージから人気は低下しているのは間違いないことだと思っております。採用が困難な現状は、自動車小売業の衰退につながり、自動車小売業の衰退は、日本経済の基幹産業である自動車産業の衰退にも影響を及ぼします。賃金だけが原因と考えておりませんが、会社を選ぶ際の選考基準となっており、自動車小売の特定最賃の現状は、他産業に比べて低い水準にあるため、産業の魅力向上のためには、他産業より高い水準の特定最賃を設定することが必要だと考えます。それにより、新卒や中途入社、これから争奪戦が予想される外国人労働者の採用にも寄与すると考えております。

以上です。

三井部会長

はい、ありがとうございます。

いま、労側から3名の御意見いただきました。

使側よろしく申し上げます。

巢守委員

はい、使用者代表の巣守です。私の方からは、基本的な考え方について、発言させていただきます。

いま現在、企業経営における不安材料は、エネルギー価格や原材料価格の上昇によるコストの増加です。

特に、中小・零細企業では、価格転嫁も道半ばといった状況で、厳しい経営を強いられております。

一方で、日本の賃金水準が上がっていくことに関しては否定はしません。なにより、生活必需品の品目で高い上昇がみられますし、物価上昇に追いつかないと実質賃金が下がる。これは望ましいことではないと考えております。また、賃金の底上げにより社会全体の購買力が上がり、経済が回ると思っております。

問題は、企業に賃金の支払能力があるかということです。生産性の改善がないままで年に3%、4%引上げるのは非常に厳しいと考えます。強制力の強い最低賃金の引上げは、慎重に検討されるべきだと思っております。

中小・零細企業や小規模事業者の経営実態に目線を置く必要があると思っております。

広島県の自動車小売業の対象事業者数は、さきほど1,500あると報告がありました。この中には、メーカー系列のディーラーから町の整備工場まで含まれております。利益率の高い企業は労働分配率を上げることが可能ですが、中小・零細企業は、既に70%、80%といった労働分配率ですし、営業利益率も低いのが実態です。仕事の中身が変わっていない状況で、急激な賃上げには対応できません。地道な環境整備によって、原資を確保することで、持続的な賃上げが可能になると思っております。

第1回目ですので、本日は資料の説明を聞くということに主眼において、使側としての基本姿勢について発言するのみと思っておりますので、金額の提示は考えておりません。

以上です。よろしくお願いします。

三井部会長

いまの使側の御発言に対して労側何かございますか。

よろしゅうございますか。

使側の方、金額提示は考えてないということでございまして、労側の方がどうかですか。

戸村委員

冒頭申しました。

三井委員

両側とも金額提示はない。御質問等もないということでございますので、本日はこれ以上審議を続けても。

戸村委員

最後に一言よろしいでしょうか。

冒頭申しましたとおり、次回の専門部会におきまして、私どもで資料は準備させていただきたいと思っているのですが、15分から20分程度小売の課題とか我々労働組合としての取組とか、そういったところを少し説明させていただきたい、機会を持ちたいなと考えており、お願いできればと思います。

三井部会長

時間短縮で、メールにファイル添付で事務局に送っていただいて、事務局から各委員に資料配付していただくということで。できたら事前に準備して、室長か誰かに送っていただき、それを事前にメールで各委員に送ってください。

三井部会長

以上、労使からお話お聞きしましたが、いずれも金額提示はないということでございますので、これ以上審議を続けましても進展はないと思われます。

そこで審議を次回以降に持ち越したいと考えます。

それでは、次回の専門部会の開催日程について、事務局から説明をお願いします。

重弘室長補佐

それでは、次回の専門部会の開催日程について申し上げます。

事務局にて日程調整をさせていただき、今回は、10月8日、火曜日、14時から3号館1階15号会議室での開催を予定しております。その次は10月10日（木曜日）9時の予定となっております。

なお、本日開催の御案内を準備しておりますので、各委員の方に御配付させていただいてよろしいでしょうか。

三井部会長

はい、お願いいたします。

（開催資料配付）

三井部会長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から次回開催案内を配付いただきましたが、次回開催は、10月8日、火曜日、14時から、3号館1階15号会議室での開催です。皆様には日程の確保をよろしく、お願いいたします。そのほか何かございますか。

(発言なし)

三井部会長

事務局からは、いかがですか。

檀上賃金室長

ございません。

三井部会長

回りの専門部会は、金額審議について審議の大部分を公労、公使委員による二者での個別協議を行うことから、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれ、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換が損なわれるおそれがありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき非公開といたします。

それでは、本日の専門部会は、これにて閉会といたします。

皆様、お忙しいところ御苦勞様でした。